

一般事業主行動計画の策定

公益財団法人東京都中小企業振興公社

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次世代育成支援対策推進法第12条第1項に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1：所定外時間労働の削減についての周知・徹底を図る。

＜具体的な取組＞ 令和2年4月～令和7年3月

- ・各所属の所定外時間労働を各所属長の出席する定例会議等で報告し、それぞれの取組事例等を共有する。報告を受け、各所属長が職場ごとにさらなる所定外時間労働の縮減等の取組を検討・実施する。
- ・特に所定外時間労働の多い職員がいる場合、所属長は、該当職員及び所属全体の業務を調整するなどの手段を講ずる。
- ・各職場における業務量の繁閑を加味したうえで定期的なノー超勤デーを設定し、所属長が業務効率化及び定時退社の呼びかけを積極的に行うなど、メリハリのあつる就労の徹底を図る。

目標2：年次有給休暇等の取得促進を図る。

＜具体的な取組＞ 令和2年4月～令和7年3月

- ・所属長自らが積極的に年次有給休暇を取得するよう促すとともに、各職場における事務処理の互助体制を整備する等の取組により、所属職員が休暇を取得しやすい風土づくりをさらに推進する。
- ・計画期間中の各年において新たに付与した日数に対する有給休暇取得率75%の達成及び維持を目標とする。

目標3：職員のライフワークバランスに寄与する制度について周知・利用促進を図る。

＜具体的な取組＞ 令和2年4月～令和7年3月

- ・職員等に対し、引き続き出産・子育て支援に関する制度について周知することで、役職や性別を問わず、対象となる職員が制度を活用しやすい社内風土を醸成する。また、こうした取り組みを通じて女性労働者の昇任意欲を促進し、管理職に占める女性労働者の割合を10%に引き上げ、維持することを目指す。
- ・育児休業等の制度を利用している職員が、安心して制度を利用し、円滑に復職できるよう、社内の情報や各種事務手続きについて継続的に情報提供を行う。
- ・仕事と私生活の両立及び充実を推進するため、ライフワークバランスに関する研修等の受講機会を引き続き提供する。